

# 税のお知らせ vol. 10

## ◆ 地方税の電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」を開始します。

諏訪広域圏6市町村では、平成21年12月14日から地方税の総合窓口「エルタックス」による電子申告サービスを開始します。

これにより、従来は手書きで行っていた地方税の申告や届出等が、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを利用して手続きを行うことができます。「エルタックス」による電子申告を行うための利用届出等の準備や、操作の流れについては、

(社)地方税電子化協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。  
エルタックスの電子申告で利用可能な手続きは次のとおりです。

税目	申告・届出
個人住民税（特別徴収）	給与支払報告書（総括表・個人別明細票） 公的年金等支払報告書（総括表・個人別明細書） 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 普通徴収から特別徴収への切替申請書 退職所得に係る納入申告書 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
法人住民税	中間・確定申告書 予定申告書 法人設立・設置届出書 法人異動届等
固定資産税（償却資産）	償却資産申請書（償却資産課税台帳） 種類別明細書（増加資産・全資産用） 種類別明細書（減少資産用）

## ◆ 住民税・所得税の申告に必要なものは捨てずに

今年も残すところ僅かとなり、住民税や所得税の（確定）申告の時期が近づいてきました。この時期は申告に必要な証明書等が送られてきます。これらは申告書と一緒に提出しなければなりません。（電子申告の場合は保存するようになります。）大切に保管しておきましょう。

- ★収入になるものの証明（平成21年1月1日～12月31日までの収入）
    - ・源泉徴収票（会社からの給与所得（専従者給与）、公的年金等）
    - ・シルバー人材センターの配分金支払証明
    - ・個人が金融機関や保険会社等に掛けて受け取った個人年金支払証明（雑所得）
    - ・生命保険・学資保険や損害保険等の満期・解約による支払証明書等
  - ★控除されるものの証明（平成21年1月1日～12月31日まで支払済みのもの）
    - ・社会保険料（国民年金保険料）、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ※介護保険制度のもとで受けられるサービスで、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の利用料等や居宅サービス費用の自己負担分等が下表のとおり対象となります。（領収書はなくさないように）

施設名	名称	医療費控除の対象
介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	アイリス・恋月荘・紅林荘・ふれあいの里・ハイム天白など	施設サービス費（食事含む）の自己負担額の2分の1に相当する金額
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	やすらぎの丘・虹の森・あららぎ・さくらのなど	施設サービス費（食事含む）の自己負担額

・障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けていなくても65歳以上の高齢者で、精神または心身等に障害をお持ちの方、および寝たきりの方は障害の程度により村の保健福祉課で発行する障害者控除対象者認定書により受けることができます。（申告までの間に印鑑を持って福祉センターで申請してください。）

★便利な電子申告「e-Tax（イータックス）」を始めてみませんか  
・パソコンのインターネットにより自宅から税務署に送信する事ができます。（住民カードが必要です）…新規の方は5000円の税額控除があり、還付申告は平成22年1月4日からおこなうことができますのでご利用ください。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

わからないことはどうぞお気軽にお尋ねください。住民財務課税務係 79-7923

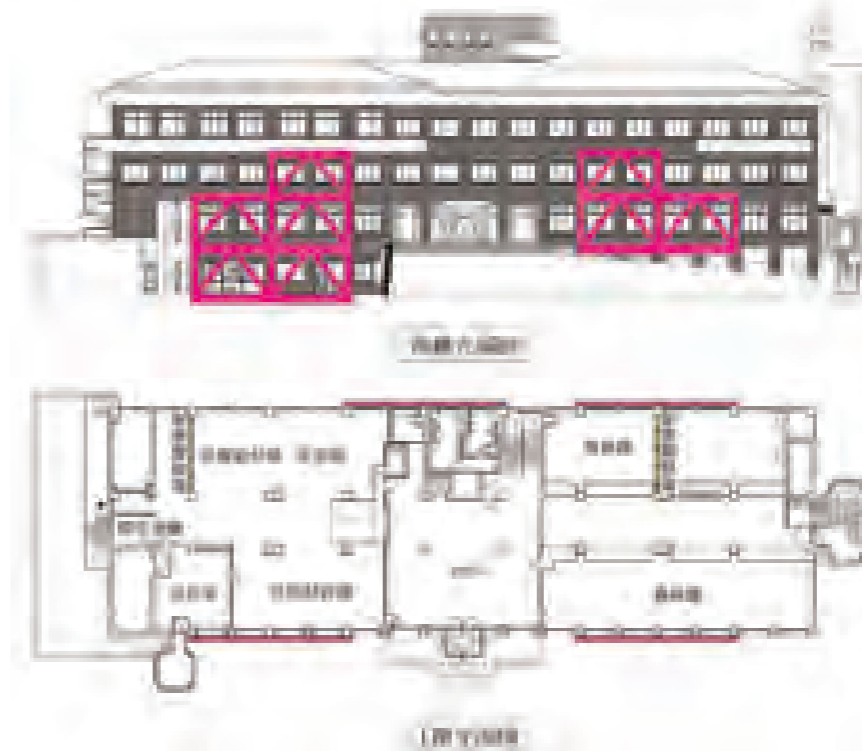
# 役場庁舎耐震改修工事のお知らせ

役場庁舎耐震改修工事が始まっています。

大地震発生時には大きな被害を受けると想定される原村としては、平成16年度より避難施設となる小中学校の耐震改修工事を進め今年度工事完了となりました。この度、小中学校に引き続き災害時拠点施設となる役場の耐震改修工事を来年8月まで行う予定です。

工事期間中、1階医療給付係及び農業委員会に耐震補強壁を設置します。設置に伴い一部使用ができなくなるところや、工事による騒音等で皆様にご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いします。

- 工事概要
- (1) 工事名 役場庁舎耐震改修工事
  - (2) 工期 平成21年10月9日から平成22年8月31日
  - (3) 請負業者 ㈱岡谷組南諏支店



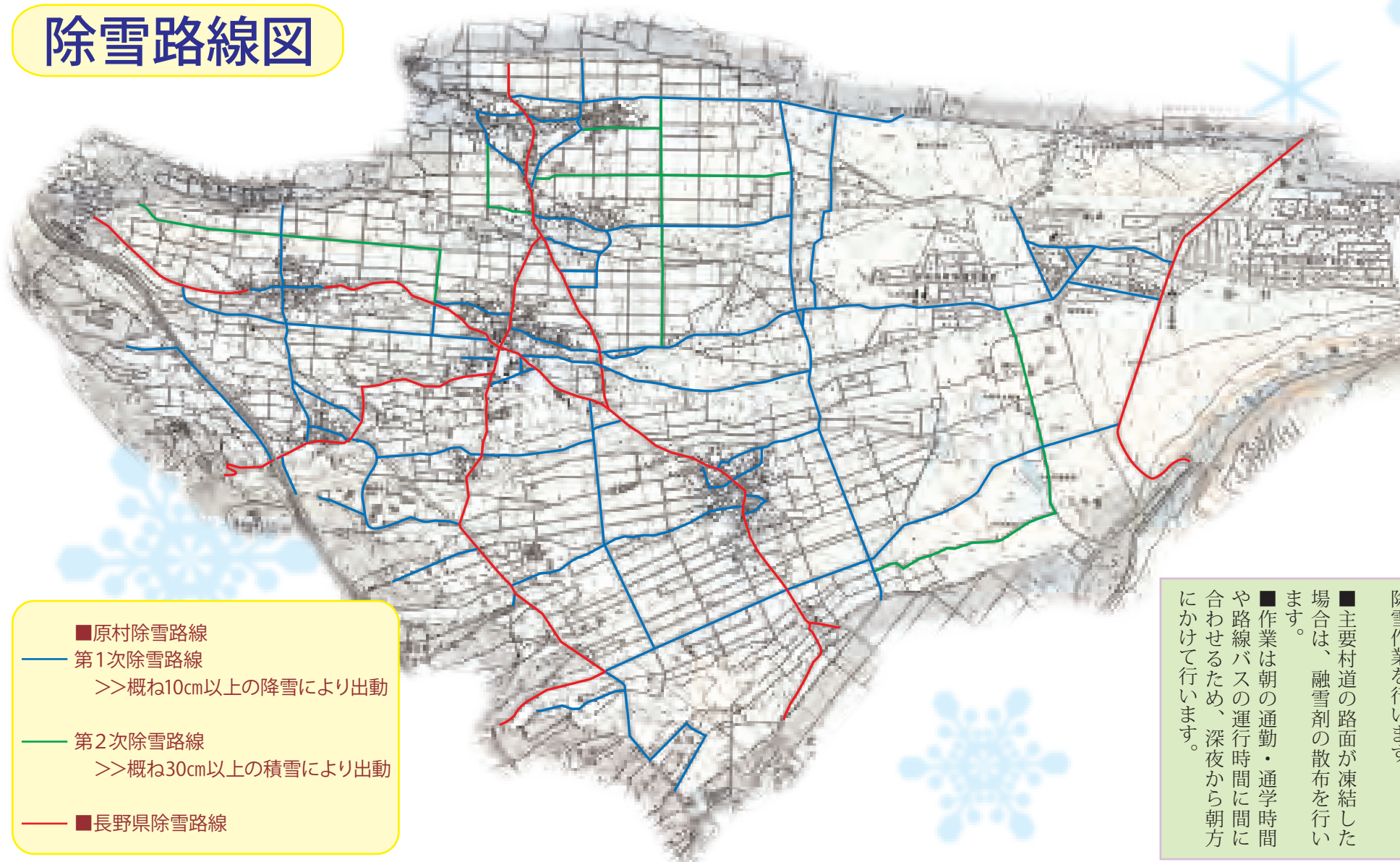
●表紙写真/11月9日、原小学校では全学年でマラソン記録会が行なわれました。児童達は、さわやかに晴れた空の下、記録会に向け練習をしてきた成果を出し切るように、元気よく走っていました。沿道には、大勢の保護者の方が声援を送っていました。

## CONTENTS

- 役場庁舎耐震改修工事のお知らせ 2
- 税のお知らせ 3
- 「雪」の季節到来 道路の除雪作業にご協力を! 4-5
- 原っ子保健だより 6-7
- 市町村の負担割合を実績割に変更します 8
- 第25回原村統計グラフコンクール 9
- 村づくり通信 10
- 暮らしの情報 11-13
- 行政情報 14-15
- 保健・福祉の掲示板 16
- 暮らしのガイド 17
- はらむらとぴっくす 18-19
- はじめまして1才6ヶ月です 20



# 除雪路線図



- 原村除雪路線
- 第1次除雪路線  
 >>概ね10cm以上の降雪により出動
- 第2次除雪路線  
 >>概ね30cm以上の積雪により出動
- 長野県除雪路線

## 特集

# 冬の季節到来



# 道路の除雪作業にご協力を!

村では、冬期間、住民のみなさんの生活に欠かすことのできない主要な道路の通行障害を取り除くため、除雪計画を作り出動体制を整えています。今年度の除雪路線(村道)の総延長は、65・4 kmです。

### 今年度の除雪体制

- 第一次除雪  
降雪量が10cm以上になった場合、除雪作業を行います。(61路線 54・1 km)
- 第二次除雪  
積雪量が30cm以上になった場合、除雪作業を行います。(14路線 11・3 km)
- 第三次除雪  
積雪量が50cm以上になった場合、災害対策本部を設置し除雪作業を行います。
- 主要村道の路面が凍結した場合は、融雪剤の散布を行います。
- 作業は朝の通勤・通学時間や路線バスの運行時間間に合わせるため、深夜から朝方にかけて行います。



スムーズに除雪作業を進めるため  
にご協力していただきたいこと

#### 路上駐車はしないで

1台の車が路上駐車していることにより、その路線、地域全体の除雪ができなくなる場合があります。道路に車を放置したり、車庫代わりにならないようにしてください。

#### 道路に雪を

#### 出さないで

除雪車が除雪した雪や、玄関前、屋根などの雪を、道路に出さないでください。



#### 除雪車へは近づかないで

除雪車は作業中に前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車に近づくことは非常に危険です。

また、子どもが除雪車の近くで遊んでいるのを見かけたら注意してください。

#### 垣根や立ち木にも

#### 注意を

垣根や立ち木の枝が除雪作業に支障をきたす場合があります。長くなった枝は切り落とすなどしてください。

#### 出入り口の除雪は各ご家庭で

「除雪車が出入り口に固い雪を置いていくので困る」という苦情がありますが、道路の除雪作業にはみなさんのご協力も必要です。ご迷惑をおかけしますが、出入り口にたまった雪は、各ご家庭で処理してください。ご協力をお願いします。

#### 除雪作業が遅れる場合もあります

村道などの早朝の除雪作業はなるべく早い時間帯に実施するように努めています。降雪時間、積雪状況などによって時間帯が遅れる場合がありますのでご了承ください。

#### 歩道、消火栓、防火水槽の除雪は地域のみさず

歩道、消火栓、防火水槽の除雪作業は地域のみさずお願いします。

#### 道路が滑りやすく

なっています

除雪してすぐの道路はとても滑りやすくなっています。歩行者も運転手も交通マナーを守り、通行には十分に注意してください。

#### 冬期間の

ごみ捨てについて

収集日の前日や夜間にごみを出すと、除雪の障害となったり、ごみが雪に埋もれてしまい収集に支障をきたす場合もあります。ごみは必ず収集日当日の朝、決められた時間内にお出してください。

#### 除雪作業をスムーズに行うためには住民のみなさんのご理解とご協力が欠かせません!

みなでルールを守って安全に冬を過しましょう。

除雪についての  
問い合わせ先

【村道】  
原村役場建設水道課建設係  
☎79-17921 (直通)

【県道】  
諏訪建設事務所維持管理係  
☎57-12937 (直通)



### 学童期 \* 6歳臼歯をむし歯から守ろう!!

六歳臼歯のみがき方



歯が抜けているところのみがき方

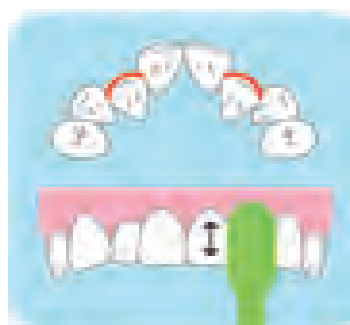


\* 子どもの歯は大人の歯と比べるとやわらかくむし歯になりやすいです。  
\* 生えただばかりの歯はさらにやわらかいです。



### 歯並びの悪い所のみがき方

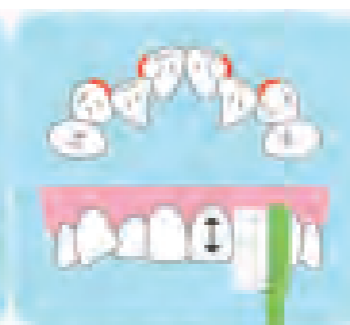
ひっこんでいる歯



飛び出している歯



となりの歯の側面



歯並びが悪い所は、歯ブラシを縦にして毛先を上手に使い、1本づつていねいにみがきましょう。意識してみがかないと歯ブラシの毛先が歯にあたりません。手鏡を見ながらみがくといいですね。

### 歯と歯肉のさがいめのみがき方



歯と歯ぐきのさがいめに、毛先を斜めに当てて、小刻みに動かすのがコツ。こうすることで、歯肉へのマッサージ効果もあります。

小学校の低学年までは、お子さんとのスキンシップも兼ねて、是非仕上げみがきをしましょう。小さいお子さんのむし歯は、大人の責任でもあります。



### 前歯のみがき方



歯と歯ぐきのさがいめに、毛先を斜めに当てて、小刻みに動かすのがコツ。こうすることで、歯肉へのマッサージ効果もあります。

\* 掲載資料は花王の【歯の健康情報】ホームページとMIむし歯のホームページより提供していただきました。

# 原っ子保健だより

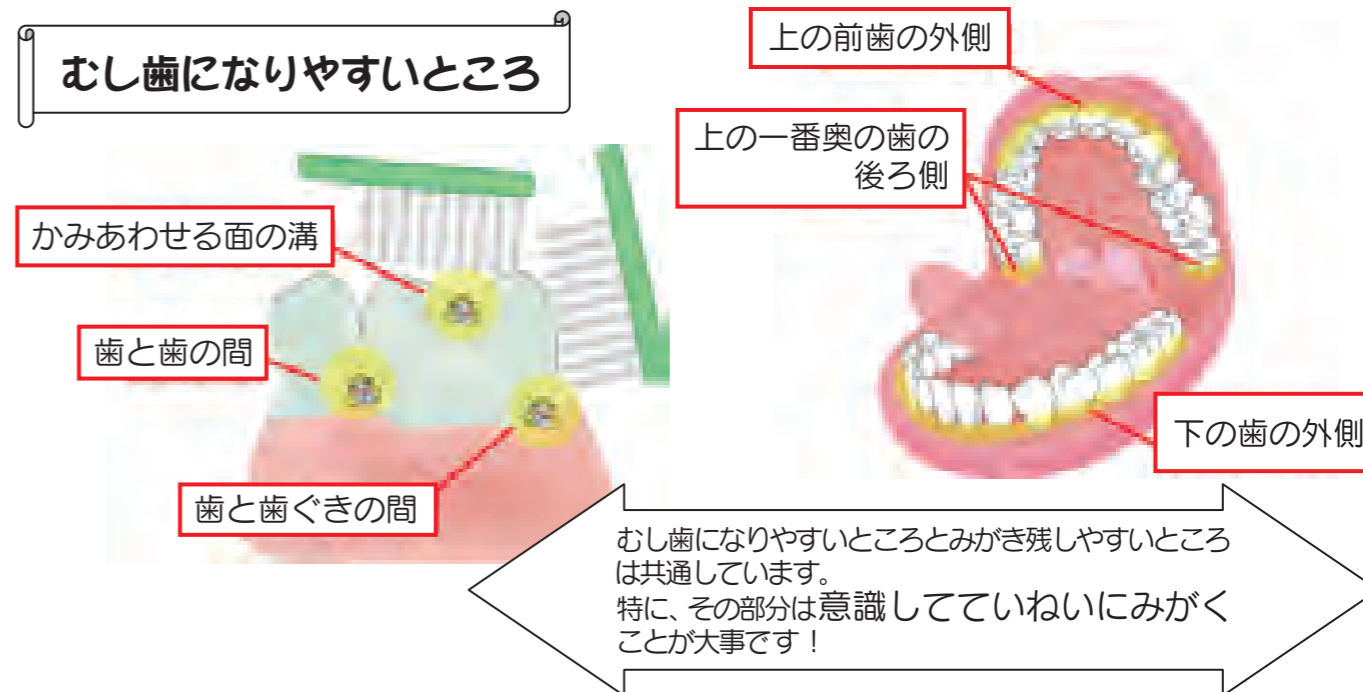
平成21年11月 原っ子保健委員会

今日は、歯みがきの特集です。歯ブラシで時間とずくを出してむし歯を予防しましょう



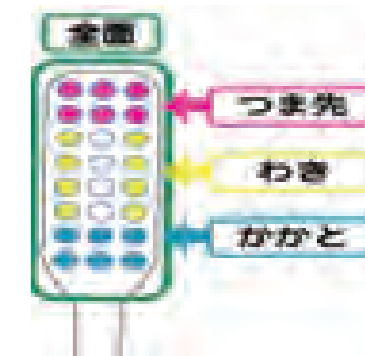
\*\*\*むし歯や歯周疾患は、歯みがきで手軽に予防できます!!\*\*\*

### むし歯になりやすいところ



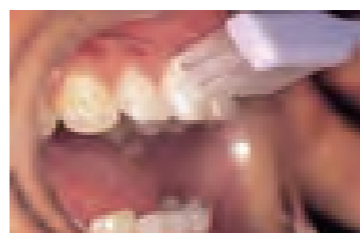
### 歯ブラシの毛先を使い分けよう!

歯ブラシを上手に使い分けてみましょう!(1本の歯ブラシですが、右図のように)歯の形や部位に応じて使い分けてみがくとより歯垢が落ちやすく、みがき残しが少ないです。)



△ 歯ブラシを上から見た図 △

【全面】全体をみがくとき



【わき】歯と歯の間



【つま先】歯と歯肉のさがい

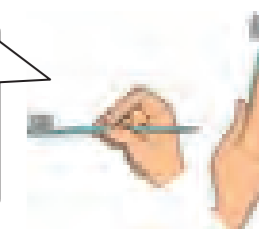


【かかと】前歯のうらがわ



### 歯ブラシの持ち方

えんぴつ持ちは、力が入りすぎるのを防ぎ、歯や歯ぐきを傷つけません。





このコンクールは毎年開催され、アンケート結果や自分で調査した資料などをいろいろなグラフで表現した作品が応募されています。平成21年は、小中学生36人から33点の作品が応募されました。8月末に、村理事者と学校関係者により審査が行われ、デザイン的に優れていることはもちろんですが、テーマにあったグラフを選び正確に表現されているかなどを基準に選考され、22点の作品が入賞し、11月に表彰式が行われました。

# 第25回 原村統計グラフコンクール

原村統計グラフコンクール入賞者

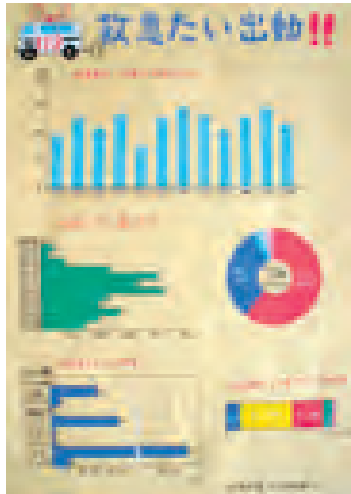
□第1部 (小学校1・2年生)  
 金賞 清水 華音  
 銀賞 中村 渉吾  
 銅賞 清水 菜穂香  
 努力賞 坂本 唯  
 努力賞 津金 璃子  
 努力賞 正木 陽菜

□第2部 (小学校3・4年生)  
 金賞 中村 知尋  
 銀賞 平出 純菜  
 銅賞 津金 薫  
 努力賞 小山 千里  
 努力賞 堀内 麻紀  
 努力賞 両角 崇哉

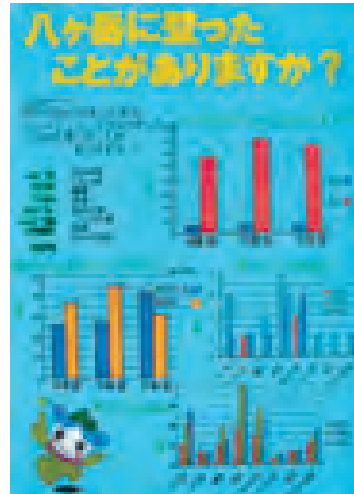
□第3部 (小学校5・6年生)  
 金賞 岩村 きらら  
 銀賞 鎌倉 智子  
 銅賞 中澤 みなみ  
 (共同作品)

銀賞 小山 みどり  
 銅賞 宮坂 蘭  
 有賞 瀨菜  
 (共同作品)  
 努力賞 高橋 華乃

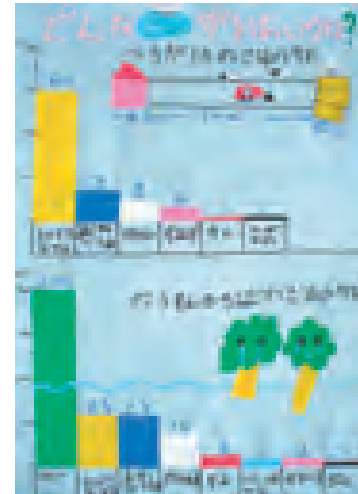
□第4部 (中学生)  
 金賞 菊池 由莉  
 銀賞 吉川 ひかり  
 銅賞 有賀 優貴  
 努力賞 東 知彦  
 努力賞 伊藤 千陽  
 パソコン統計グラフの部  
 金賞 清水 晃汰 (中学生)



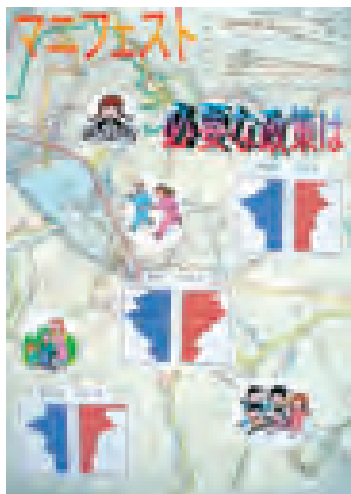
第2部 金賞  
『救急たい出動!!』  
平出 純菜(原小4年)



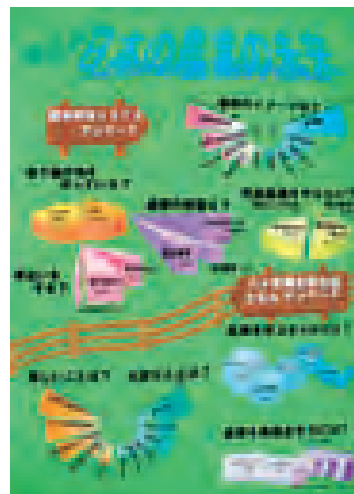
第2部 金賞  
『八ヶ岳に登ったことがありますか?』  
中村 知尋(原小4年)



第1部 金賞  
『どんなゴミがおおいか?』  
清水 華音(原小1年)



パソコン統計グラフの部 金賞  
『マニフェスト』  
清水 晃汰(原中2年)



第4部 金賞  
『考えよう日本の農業の未来』  
菊池 由莉(原中3年)



第3部 金賞  
『いじめをなくすために 実態を知ろう』  
岩村 きらら 鎌倉 智子 中澤 みなみ  
(共同作品) (原小6年)

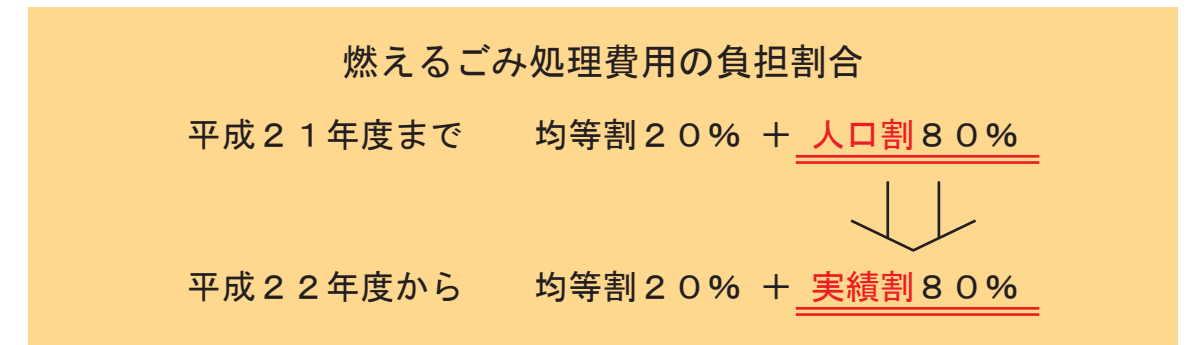
## 可燃ごみの減量努力が処理費用の負担に反映 市町村の負担割合を実績割に変更

家庭から出される燃えるごみは、茅野市・富士見町・原村の3市町村で共同運営する諏訪南清掃センターで焼却処理されています。この焼却処理にかかる費用は3市町村の分担金で賄われており、負担割合は「均等割20%、人口割80%」となっています。

費用の負担割合について、諏訪南ごみ減量推進会議からの提言を受けて、費用負担の公平性の確保や住民一人ひとりの減量努力を反映させるため、各市町村から諏訪南清掃センターに運び込まれたごみ総量に応じての負担とし、人口割をごみ処理量実績割に改め、負担割合を「均等割20%、実績割80%」に変更します。

これからは、燃えるごみの処理費用の負担が各市町村からの排出量によって増減しますので、燃えるごみの減量と資源化により一層のご協力をお願いします。

なお、この変更については関係市町村の9月議会において議決され、平成22年度から適用されます。



### 諏訪南ごみ減量推進会議の提言 (平成20年3月24日)

3市町村の広域可燃ごみ処理経常経費に対する負担割合は均等割20%+人口割80%とされており、この割合は各市町村のごみ量が増減しても変わりません。

このことは、住民、事業者、行政が一体となったごみ減量化への取り組みを展開し、ごみ減量目標の達成またはそれを上回るごみ減量の成果を上げた自治体にとって、その努力が直接的に自治体予算に反映されないものです。

3市町村の事業所数や住民のライフスタイルの違いから、人口1人当たりのごみ排出量には相当の差があり、ごみ減量化への取り組みに要する費用とその成果にも差が生じることは明らかであることから、ごみ処理量の多少による費用負担の公平性を確保し、また、取り組みの成果が自治体予算に直接的に反映されるといったメリットを加えることによってごみ減量化へのインセンティブをより一層働かせるため、負担割合を「均等割20%+ごみ処理量実績割80%」とする必要があります。

問い合わせ先 建設水道課 環境係 電話 79-7933